

エクスターンシップの現状と課題

—千葉大学の場合—

真田範行（千葉大学大学院専門法務研究科客員教授・弁護士）

1 千葉大学大学院専門法務研究科におけるエクスターンシップの概要

本法務研究科は定員40名で、エクスターンシップ科目は3年生の必修科目である。具体的には、①その実施時期は、3年次の前期後半から9月前半にかけて行われている。②時間については、単位取得時間数が22時間半であるが、実際には、月曜日から金曜日まで午前9時半から午後5時ころまで各弁護士事務所で研修をなしておこり、単位取得時間はるかに超えている。③その履修内容は、各担当弁護士に委ねられており、各弁護士事務所で研修をなしている(私が把握しているところでは、i 法律相談に相談者の同意を得て参加させている例や、ii 刑事記録は見せないものの、被告人の同意を得て、一般検見で被告人ヒロースクールの学生を接見させる例や、訴訟状や準備書面、弁論要旨等を起案させ、熱心に添削をする担当弁護士もいる。iv さらには、修習生と同様に、いわゆる夜の修習活動に参加させる例も存在する)。なお、履修内容が以上のように、各弁護士に委ねられているため、その内容の共通化を図るために、全員が集合し、合計3時

間をとってそれぞれの経験を報告し、討論を行っており、一定の共通化を図る努力が行われている。

成績評価については、各弁護士の評価を基礎に、エクスターン相当の大学教員が行っている。各弁護士が実際に集まって評価をすることは行われていないが、エクスターン相当の大学教員が、更にレポートを学生から提出させ、総合的な評価を行っている。担当弁護士が行う評価は、①法律的知識の部分と②法律家として的一般常識という2点から行われ、五段階の評価を各弁護士が記入する方法によって行われている。④最後に、総じて指摘できることは、

学生が実務を学ぶことによって、エクスターンシップによって、より学習する意欲をかきたてていることを指摘できる。弁護士の姿を見て、早く実務につきたい。そのためには、より一層法科大学院でより勉強をしなければならないという気持ちになつている。

2 学生の反応

学生の反応は、概して好評であるといえる。学生の経験をまとめると、①法律実務と受験勉強との差異を体得しているようである。具体的には法科大学院での学習は、本質的に基本的部分に過ぎないということを、改めて確認しているようである。②更新には、学生が、各弁護士の弁護士会での公益活動に興味を示していることが指摘できる。本エクスターンシップにおいては、学

生が、弁護士の公益活動の侧面を垣間見るこことよって、その全体的な姿勢を把握しているようである。たとえば、消費者問題について取組み、無報酬で各自治体の立法の相談に携わっている弁護士の姿や、弁護士会の環境委員会で公害調査を行っている弁護士の姿を学んでいる。これは、エクスターンシップを主催する側としても、強い教育効果を及ぼしていると自負している部分もある。勿論、千葉県という中堅会であり、担当する弁護士が公益活動に熱心な弁護士を選任していることも影響していると思われる。③さらに、学生は生の人間を相手にしている弁護士の活動によって、事業関係を把握する困難性を学んでいる。このように、事業関係の重要性を把握してきた学生は、授業においても、例えば、判例百選の「事案の概要」欄の重要性を再確認し、法理論は一定の事業関係をもとにしたものであることを学んでくる様子が窺える。

④最後に、総じて指摘できることは、

この点についての世情よく聞く懸念として、司法試験に合格しなかつた学生については、守秘義務の実質的な担保がないという批判である。確かに、ある意味で自由な立場に立った人については、守秘義務の担保がないともいえる。しかし、例えば重大な刑事事件について弁護士事務所で見分すことは僅かであろうし、その学生の最終的な不合格が決定されるまでは、少なくとも3年は経過している。したがって、秘密の漏洩があつたとしても、実務に与える影響は殆どないと言つてよい。さらに、弁護士としても、学生のエクスターンシップ中に見聞した事実等についての守秘義務違反については、担当弁護士の倫理違反を原

でも限界があり、学習についての支障になっているといつても差し支えない。確かに、守秘義務等の問題はあるが、①訴訟記録・刑事記録の学生へ開示、②修習生と同様の接見が可能となること、③弁論兼和解・調停等への学生の参加等が認められるべきであると思われる。学生からの誓約を厳重に求め違反者は退学の処分を科すこと、担当弁護士が守秘義務を遵守することが弁護士に限らず法律家としての基本をなすことを学生に徹底的に教示することにより、守秘義務等の問題はクリアーできると思われる。更に、依頼者や被疑者・被告人への丁寧な説明による同意を得ることに実績を把握する困難性を学んでいる。このように、事業関係の重要性を把握してきた学生は、授業においても、例えば、判例百選の「事案の概要」欄の重要性を再確認し、法理論は一定の事業関係をもとにしたものであることを学んでくる様子が窺える。

④最後に、総じて指摘できることは、この点についての世情よく聞く懸念として、司法試験に合格しなかつた学生については、守秘義務の実質的な担保がないという批判である。確かに、ある意味で自由な立場に立った人については、守秘義務の担保がないともいえる。しかし、例えば重大な刑事事件について弁護士事務所で見分すことは僅かであろうし、その学生の最終的な不合格が決定されるまでは、少なくとも3年は経過している。したがって、秘密の漏洩があつたとしても、実務に与える影響は殆どないと言つてよい。さらに、弁護士としても、学生のエクスターンシップ中に見聞した事実等についての守秘義務違反については、担当弁護士の倫理違反を原

則として問わないという懲戒制度の運用の確立が必要であろう。

(2) 期間として適切か、時期として適切か、という問題

千葉大学の場合、エクスターンシップの期間は、現在では5日間ということとなっている。しかし、受け入れる弁護士としては、もう少し、期間があればと思っているのが実情である。また、どうしても、学期の合間ということになり、7月から9月という法廷開廷日等が少ない期間にその実施時期が定められている。したがって、今後の方キュラムの改正等の問題があつてが、授業期間中でも、特定の曜日に弁護士事務所に行くという方法を考えられる。

なお、千葉大学においては、3年生の7月から9月にかけてエクスターインシップが実施されているため、司法試験受験期日に近いのではないかとの問題が起こり得よう。

しかし、この点は、①ある程度の知識を得た学生でないと弁護士との議論ができるのではないかと思われること、②エクスターインシップ終了後8か月で受験となることから、学生のモチベーションの維持に最適であると考えられる。これらのことからして、むしろ千葉大学のエクスターインシップの時期は最適ではないかと思われる。

(3) 統一的な履修内容

すでに述べたように、千葉大学のエクスターインシップは、各弁護士によって、内容が決定されており、統一的な学習になつてないのではないかとの点も問題点として挙げられよう。確かに、大学側は、エクスターインシップの内容について、一定の基準を要請している。しかし、この点について

も、①そもそも、各弁護士の仕事内容が異なることから統一性を維持するのは困難であると考えられること、②司法修習でさえも同様であること、③期間が短いエクスターインシップは、弁護士から法律家としての姿勢を学ぶことで重要であると考えられること、④エクスターインシップの重要な目的は、紛争を抱えている実際の人々と接触することによって、事実を把握することにあること、などの理由から、ことさら統一性を求めるることは、かえってエクスターインシップの教育効果を阻害するのではないかとも思われる。起業等の作成能力は、むしろロースクールの授業で対処すべきである。

(4) 成績の評価について

実際にエクスターインシップを担当している一部の弁護士からは、成績評価について、短期間であり十分にできないとの問題点が指摘されている。短縮されたとはいえ、司 法修習の弁護修習期間が2か月であることのないのではないかと思われること、②エクスターインシップ終了後8か月で受験となることからすると、確かに、そのような一面も存在する。しかし、また別の弁護士からは、成績評価の対象の一つである、①法律的知識について、2～3の問題を学生と討論することによって、自然と明らかになり、特に評価の困難性は感じられないとの感想がある。さらに、②法律家としての一般常識という側面について、1週間ぐらい総結的に学生と接していると、一応の判断はできるとの意見もある。

4 エクスターインシップの質の確保

することは考えていない。

4 エクスターインシップの質の確保

以上のように、千葉大学では特に事前準備や事後の振り返り等は、特に行っていないのが現状である。上記のように、中間ににおける報告会において、一定の均一化を図っているが、その内容についての統一的な形成には至っていない。さらに、一定の品質の確保についても、各担当弁護士に任せっきり、まちまちであるといつても過言ではない。しかし、エクスターインシップの実務ではない。ひとの接触によって事実を把握する能力を高めることによって、はじめて「実務」と言える。このように、現実とその獲得目標からして、現在の内容で十分効果を上げていると思われる。

むしろ、千葉大学の場合には、担当弁護士を厳選することによって（これは前述のように中堅会であり、担当弁護士をある程度見極められるということが要素となっている。公益活動に熱心な弁護士、市民サイドの活動を重視する弁護士、弁護士会において誠実な弁護士であると評価される弁護士等を選任することによって、学生により良い刺激を与えると判断している）、弁護士としての姿勢の重要性及び事実関係の困難性を認識することを教育しているといつても過言ではない。その意味では、エクスターインシップの質の確保は、担当弁護士の質にかかっているともいえよう。

エクスターインシップを経験した学生は、すでに述べたように、例えば判例百選を通しての基礎を固めるうえで、エクスターインシップは重要な役割を演じているといつてよい。また、そのためには、特に課題等の均一性や内容の同質性を追求する必要もないとする。課題の均一性や、内容の同質性については、まさにロースクールの授業において追求されるべきであり、要件実務等のいわゆる「作法」を共通なものとして学ぶことを前提に、これが実際に生の実務でどのように還元されるべきかを考える機会を与えることが、エクスターインシップの目的であるといつてもよい。これを、図示すると以下のように考えられるのである。

5 エクスターインシップのあり方

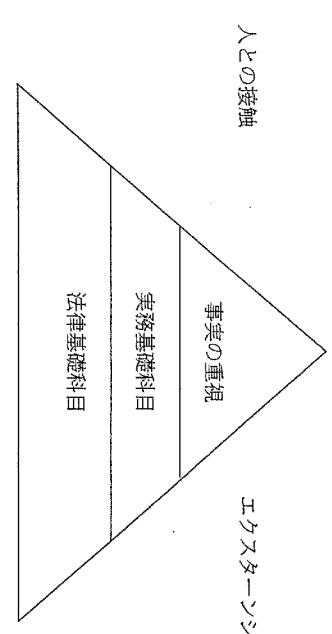
以上述べてきたエクスターインシップのあり方については、疑問や批判もあると思われるが、個性的な人間性の豊かな法曹を送り出す上で、評価できるものであると自負している。すでに述べてきたことから、

私としては、エクスターインシップの目的は、①法律家特に弁護士の姿勢や全体像を学ぶこと、②事実についての判断能力を学ぶことであると考えている。ここでは、後者の

点について、若干の付言を述べる。

法曹として重要なことは、事実の把握である。この事実の把握能力は、社会の人々との接觸によって形成される。いわゆる実務基礎科目というものが各ロースクールにおいて開講されている。しかし、この実務とはペーパー上の実務であり、本当の「実務」ではない。ひとの接觸によって事実を把握する能力を高めることによって、はじめて「実務」と言える。このように、現実とその獲得目標からして、現在の内容で十分効果を上げていると思われる。

むしろ、千葉大学の場合には、担当弁護士を厳選することによって（これは前述の



エクスターンシップ・シンポジウム

守秘義務遵守の課題

—早稲田大学の経験—

古谷修一（早稲田大学大学院法務研究科教授）

はじめに

上図のように、法曹養成の全体像を三角形で示すとして、何よりも重要なのは、法律基礎科目の習得であろう。そして、これを基礎にして実務基礎科目が存在する。しかし、これだけでは単なる机上で終わってしまう。エクスターーンシップにおいて、紛争を抱えた当事者や関係者と接触することによって、生の事実に接することによって、はじめて法曹養成教育が完結するといつても過言ではない。以上の上昇過程において、エクスターーンシップの重要性は明らかである。

最後に、ここで述べたことは、あくまで私個人の見解であり、千葉大学大学院専門法研究科の見解ではないことをおことわります。

ると思われる。さらに、このことによって、いわば下方過程において事実から法律実務科目を再認識するとともに、その基礎を形成する法律基礎科目を明確に把握できることが可能となってくると思われる。

最後に、ここで述べたことは、あくまで私個人の見解であり、千葉大学大学院専門法研究科の見解ではないことをおことわります。

早稲田大学大学院法務研究科（以下、本研究科）においては、2004年の設立当初からエクスターーンシップ・プログラムが実施されており、臨床法学教育の中心的科目のひとつと位置づけられている。後に触れるように、参加を希望する学生も多数におよんでおり、実務的経験を積むうえで重要な科目であるとの認識は、学生の間においても定着していると言える。

もっとも、エクスターーンシップにおいては、学生が法律実務家の活躍する「現場」に身を置き、生の事件を経験する機会を得られる点で、法科大学院の教室内で行われる授業以上に、高い倫理観・責任感を伴った行動が求められることも事実である。

プログラムの実施を担う研究科としても、派遣先機関における行動について、受講学生に対する事前の十分な意識づけなど、通常の授業とは異なる配慮が必要となる。とりわけ重要なのは、エクスターーン先で知った事実に関する守秘義務の遵守である。法律事務所や企業の法務部など法律実務家が活躍する現場では、知りえた秘密の遵守は最も重要な義務であり、それは派遣される学生とても免れない。これを遵守できない場合には、派遣先の業務に重大な支障をもたらす恐れがある。

本小論では、本研究科におけるエクスターーンシップ・プログラムの現状を紹介するとともに、数年前に発生した守秘義務に関する事件を通して、当該義務の遵守における課題を明らかにし、これを克服するための事前指導の在り方について参考事例を提供したいと考える。

1. エクスターーンシップの制度と実績

本研究科のエクスターーンシップは、夏休み期間の8・9月を中心に実施され、原則

らすことはもちろん、当該学生にそもそも法律実務家となるべき基本的な資質がないと評価せざるをえないことになる。

しかし他方で、ネット環境を通じたソーシャル・ネットワークが急速に拡大しつつある現在、学生の多くは日常生活において、常に他者に対して自らの考え・行動を発信する機会を持ち、それを積極的に利用している。フェイスブック、ツイッター、プログ

ゲといった媒体を通した情報の発信・受信

は、社会生活の大きな一部を形成しつつあります。それは法科大学院の学生においても例外ではない。こうした生活環境のなかにおいて守秘義務をいかに遵守させるかは、エクスターーンの実施において大きな課題である。